

付録3 表15 減額証・限度証発行期日等確認表

※表内における「対象区分」とは、減額証又は限度証を交付する対象となる区分をさし、**減額証**については【**低所得Ⅰ（区分Ⅰ・低Ⅰ非、低Ⅰ保）・低所得Ⅱ（区分Ⅱ・低Ⅱ非、低Ⅱ保）・低所得Ⅲ喪失層（区分Ⅰ（健）・低Ⅰ保）・低所得Ⅳ老健（区分Ⅰ（老健）・低Ⅰ老）**】、**限度証**については【**高所得Ⅰ（前役Ⅰ・一定Ⅰ）・高所得Ⅱ（前役Ⅱ・一定Ⅱ）**】となる。

「現年度」に帯内で発行された減額証・限度証があるか？（減発行を除く。以下、当該減額証・限度証のうち、 帯内に発行されている証を最新証と記載。 ）	はい→	「最新証の発効期日」から「申請日（処理日）」までの間に【 市内他市町村からの転入 】又は【 負担区分の変動 】があるか？	はい→	当月と負担区分変更以降の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「転入日」又は「申請日以前の負担区分変更日」のうち 申請日に近い日 。 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要）	1	最新証発効期日から申請日までの間に「転入日」又は「負担区分変更」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				当月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「申請日翌月以降の負担区分変更月1日」 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日以降の負担区分変更月1日（ 印刷ボタンを押す前に入力！ ）」		
			いいえ→	当月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「転入日」又は「申請日以前の負担区分変更日」のうち 申請日に近い日 。 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要）		
		いいえ→	はい→	当月と負担区分変更以降の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「申請日の発効期日」 ：「申請月の負担区分が適用される最終日（変更前月末）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要）	4	
				当月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「申請日翌月以降の負担区分変更月1日」 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日以降の負担区分変更月1日（ 印刷ボタンを押す前に入力！ ）」		
				当月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「最新証の発効期日」 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要）		
	いいえ→	はい→	はい→	資格取得月と負担区分変更以降の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①資格取得月の区分の証 ※資格取得月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「資格取得日」 ：「申請月の負担区分が適用される最終日（変更前月末）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「資格取得日（ 印刷ボタンを押す前に入力！ ）」	7	後日年齢到達だが、世帯内に元々被保険者の方について、年齢到達翌月に区分が変更となる方の年齢到達月の証。
				資格取得月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	②資格取得日翌月以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「申請日翌月以降の負担区分変更月1日」 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「申請日以降の負担区分変更月1日（ 印刷ボタンを押す前に入力！ ）」		
				資格取得月の区分に応じて減額証・限度証を発行。	①資格取得月の区分の証 ※資格取得月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	：「資格取得日」 ：「現年度末日（7月31日）」 ：「申請日」又は「処理日」（自動で処理日となるため入力不要） ：「資格取得日（ 印刷ボタンを押す前に入力！ ）」		
		いいえ→	はい→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	10	申請月に「資格取得日」又は「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
	いいえ→	いいえ→	いいえ→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	11	申請月に「資格取得日」や「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	④申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	⑤申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
	いいえ→	いいえ→	いいえ→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	12	申請月に「資格取得日」や「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	④申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	⑤申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
	いいえ→	いいえ→	いいえ→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	13	申請月に「資格取得日」や「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	④申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	⑤申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
	いいえ→	いいえ→	いいえ→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	14	申請月に「資格取得日」や「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	④申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	⑤申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
	いいえ→	いいえ→	いいえ→	「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	①当月の区分の証 ※当月が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日	15	申請月に「資格取得日」や「転入日」がない場合は、チャート表を読み間違えているので注意！
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	②申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	③申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	④申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		
				「申請月」に「資格取得」又は「市内他市町村からの転入」がある。	「申請月翌月以降」に「負担区分の変動」がある。	⑤申請日以降の区分変更後の証 ※区分変更後が対象区分でない場合は発行しない。	発効期日 有効期限 発行年月日 交付年月日		

長期入院該当者に対する証の交付について

- 長期入院該当とは
後期高齢医療保険において、負担区分が低所得Ⅱ（区分Ⅱ・低Ⅱ非、低Ⅱ保）方で、過去12月の間の入院日数が91日（約3か月）を超える状況。
該当する場合は、申請することにより入院時の食事代の負担額が一食当たり210円から160円減額される。
- 申請の受付と証の発行
申請を受付する場合、以下の2点を気を付けて該当の有無を確認してください。
①低所得Ⅱ区分の期間に入院日数が91日以上となっているか。
②入院日数を数えられる書類がそろっているか（レセプトがすでに入力されているについては、レセプト画面から日数を確認できる部分を印刷することも可能）
証の印刷時には、通常の減額証の認定画面で、長期入院該当のチェックボックス☑をチェックし、該当年月日を申請の翌月1日で入力し、各医療機関での入院期間と日数を入力したうえで認定を行い、証の印刷をする。
認定画面における発効期日は、上記のチャート表と同じなので、確認を行ってください。
なお、転院をしている場合、退院の日と次の病院での入院の日が同じになることが多いが、その場合、入院日数は重複してカウントしてはいけません。特にレセプト画面での入院日数は、重複した数字で表示されるため注意してください。
入院期間に過年度の期間が含まれる場合は、当該期間中（過年度）の負担区分を確認すること、当該期間が申請日から直近12月の範囲に入っているか確認すること（例：令和5年12月に申請する場合、令和5年1月から12月までの低所得Ⅱ期間中の入院日数が91日以上となることが条件となるため、低所得Ⅱでない期間や、令和4年12月以前の入院日数はカウントしない）。
- 該当年月日について
長期入院該当年月日は、原則申請月の翌月1日となる。ただし、以下の場合は該当年月日が変わるため注意すること。
①申請日の後に資格取得する方（翌月年齢到達や療養認定となる方）→資格取得日の翌月1日が該当年月日となる。
②申請時点では入院日数が足りず、翌月の入院予定まで合わせて初めて91日以上となる方→91日以上となった日以降に再度申請を受理し、その月の翌月1日が該当年月日となる。
③「申請日の前月末が開庁日（土日祝日等）」且「低所得Ⅱ期間中の入院日数91日が最後の開庁日の期間中（前月内）」のことで、申請日の月最初の開庁日に申請を受理した場合→申請月1日を該当年月日とするがイレギュラーな対応のため証の発行前に広域連合へ確認を取って下さい。
- その他注意事項
・当月1日に申請に来た場合であっても該当年月日は翌月1日となる。
・年齢到達や療養認定の前に届いて長期入院該当となっていた場合は、「前保険における入院日数等の確認について」を添付することで、資格取得翌月1日から長期入院該当とすることができず。
・長期入院の該当は、90日からではなく91日からである点に注意が必要です。（例：8月1日から入院し退院していない場合、10月29日の時点で、90日のため申請ができないが、10月30日は91日目のため申請し11月1日該当年月日で証交付可能。）
・入院証明書を入院日数の確認書類として使用する場合、発行された日や入院期間の終了日が記載されていないものは使用できないため注意（入院の開始日だけが記載されている場合、発行された日が表示されている場合のみ入院の開始から証明書類の発行日までの入院期間が証明されている状態となる。）